

## 第6回甲賀市投票区域編成審議会

### 【議事録】

#### ○事務局説明

審議会に入る前に傍聴の皆様にお知らせいたします。本審議会中におきましては、お静かにお願いを申し上げます。委員からの発言への同調や批判などはお控えいただきますようお願いいたします。大きな声を出すなど、審議会に影響を及ぼすと判断した場合は、退出をいただく場合がございますことをあらかじめご了承くださいたいと思います。

### 1. 開会あいさつ（副会長）

#### ○事務局説明

本日の資料の確認をさせていただきます。「投票所等の見直しに伴うメリット・デメリットについて」「将来人口推計と高齢化率について」「各投票所の投票環境について」「安全で安心な選挙体制の確立について」「今後の選挙執行スケジュール」の5点となっております。

副会長：それでは本日の審議会を進めていきたいと思っております。本日は前回委員の皆様から意見をいただいた資料をもとに、審議会として答申の方向性について審議することとなります。事務局からそれぞれ説明をいただいた後、委員の皆様から意見をいただく形で進めて参りたいと思っております。すべての審議が終了した後、今後の答申に向けた方向性について審議、決定したいと思います。ではまず「投票所等の見直しに伴うメリット・デメリット」「将来人口推計と高齢化率について」「各投票所の投票環境について」の3つの資料について一括して事務局から説明をお願いします。

### 2. 答申に盛り込む内容案について

#### ○事務局説明概要

##### ● 投票所等の見直しに伴うメリット・デメリットについて

これまでの資料や説明の中で認識いただいているとは思いますが、改めて現在の投票所を減らす場合、増やす場合、現状維持の3つのパターンについてメリットとデメリットをまとめたものである。

#### 1. 減らす場合のメリット

- ① よりよい投票環境へ改善できる（バリアフリー化や広い施設の利用）
- ② 投票管理者・立会人の確保人数が少なくて済む

- ③ 共通投票所のハードルが低くなる（投票所が減ることによって機械やネットワークの導入がしやすくなる）
- ④ 対応に当たる職員数を減らすことができる
- ⑤ 設営経費・人件費を削減できる

## 2. 減らす場合のデメリット

- ① 投票所までの距離が遠くなること  
→移動期日前投票や商業施設での期日前投票所、当日のタクシーによる移動支援、  
共通投票所の設置によりカバー可能

## 3. 増やす場合のメリット

- ① 商業施設などを増やすことによって投票の機会が増える
- ② 3,000 人を超える投票所の分散が可能

## 4. 増やす場合のデメリット

- ① 投票管理者・立会人の確保が困難
- ② 設営経費・人件費の増加
- ③ 職員の確保が困難

## 5. 現状維持のメリット：特になし

## 6. 現状維持のデメリット

- ① 投票環境（バリアフリーや広さ）の改善がすぐには図ることができない
- ② 投票所の数が 95 か所のままだと共通投票所導入のハードルが高い（システム構築が困難、多額の費用が掛かる）
- ③ 職員が不足している

## ● 将来人口推計と高齢化率について

1. それぞれの地域ごと（自治振興会ごと）に作った。各自治振興会において作成・活用されている「地域カルテ」の内容から抜粋したもので、2040 年までの将来人口推計と高齢化率を地域ごとにまとめた資料である。
2. 自治振興会で地域マネージャーを中心に将来の人口を推計していると思われるもの、その資料をもとに抜粋した形で作成している。
3. 自治振興会ごとの投票所の状況、2030 年（6 年後）、2040 年（16 年後）の人口推計をそれぞれの地域ごと（区ごと）に作成した。
4. 高齢化率は 65 歳以上の割合を示している。
5. 減少人口とは 2030 年と 2040 年の人数を比較しての数字を示している。
6. 昨年（2022 年）の滋賀県議会議員一般選挙の全体の投票率と期日前投票率を参考として挙げている。

● 各投票所の投票環境について

1. ピンクで色付けされているところは施設面での基準を満たしていない。バリアフリー対応がされていない、広さが足りないなど。
2. 緑で色付けされているところは3,000人を超える投票所。
3. 投票率は昨年(2019年)の滋賀県議会議員一般選挙の当日の投票率を示している。

副会長：事務局から説明があった資料について、委員の皆様からご意見はありますでしょうか。大変細かい資料で数もあるため、しばらく時間をいただきます。もう一度資料をご確認いただき、皆様からのご意見を頂戴したいと思います。

委員：安全で安心な選挙体制の確立ということで、職員の数などを出してもらっているが、それ以外の投票環境の中で現在の投票所、再編後の投票所の浸水の可能性や土砂災害危険区域内であるとか投票所の災害リスクは把握されているか。

副会長：今審議している内容が説明にあった投票所等の見直しに伴うメリット・デメリット、将来人口推計と高齢化率、各投票所の投票環境の3つの資料についてです。今おっしゃった資料は後程審議するものです。

委員：今説明にあった各投票所の投票環境についての基準とは別として災害リスク等は確認しているのかを伺いたい。

事務局：そこまでの把握はしておりません。

副会長：過去提示いただいた資料で投票所の様子を写した写真がついているものがあるので、それは参考になるかと思います。

委員：写真などがあると思うが、避難所開設等の話もあるので、ハザードマップと照らし合わせるなど把握はしておいたほうが良いと思う。

委員：将来人口推計と高齢化率について、人口推計の表に同じ住所名が繰り返し出てきているが、どう見たらいいのか。

事務局：自治振興会の資料から抜粋したもので、投票所を基準に考えると住所としては二重計上されている地域がどうしても出てきてしまいます。そのため、最終確認ができておりませんでした。二重計上されているところをどう分けるかという検討は必要ですが、今日のところは二重計上になっています。住所と投票所がどうしても分かれているところ

があります。人口推計の住所と投票所の場所が連携してないので、左の自治振興会と右の住所がイコールではないということは認識しておいていただきたいです。

副会長：今日いただいている資料自体が、人口推計の住所の区域割と自治振興会単位の区域割が違うので、二重計上になっているということですか。

事務局：資料に（住所の名前が）二つ挙がっているところは、どちらの自治振興会に属するかというところが分からず、自治振興会の資料ではどちらも書いているというところだったため、ただ投票の区割りに関しては水口が非常に難しいところです。八田では区＝投票所なのですが、街中になると同じ住所であっても別々の投票所に分かれているところがあり、必ずしも区＝投票所ではないということです。

副会長：ほかにご意見ありますでしょうか。なければこの議題に関する審議は終了したいと思えますがよろしいでしょうか。ご意見ないようですので、次の審議に移らせていただきたいと思えます。「安全で安心な選挙態勢の確立について」「今後の選挙執行スケジュール」について事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは残り二つの資料について説明させていただきます。一点目は「選挙体制の確立」でございます。以前も説明させていただきましたが、改めて根拠をお示ししたということです。現在の正規職員の数は800人おります。仮に4票の選挙が執行されますと従事者は538人、さらに開票で150人、3交代の災害対応にかかる職員が420人。これを確保しようと思ったら1,108人必要ということになり現在の800人から大幅に上回っている状態ですので、（選挙と災害対応の両立は）できないということになります。

仮に37か所の投票所に見直した場合を示しましたが、投票事務従事者が267人、開票が150人、災害対応が420人ということで、837人ということで、800人を超えてはおりますが、本来災害対応で3交代分の人数を確保しておかなければならない部分や、保育士の協力などを得てなんとかできるという現状になっております。

以上が投票所の見直しが必要である根拠になっております。最後の資料は「今後の選挙執行スケジュール」になっております。令和7年からの向こう10年の選挙の予定を書かせていただいております。国の選挙から市議会議員の選挙までそれぞれ挙げさせていただいております。おおむね1年で少なければ1回、多ければ3回という状況になるかと思えます。ちなみに衆議院については2年に一回解散してという状況がありますので増えてくることも考えられるのでご理解いた

ければと思います。以上で説明を終了します。ご審議お願いいたします。

副会長：ありがとうございました。今事務局から説明がありました資料について委員の皆様からご意見はありますでしょうか。

委員：災害対応の件について、警報等が出ても選挙が進行されるのか。

事務局：警報が出たから投票所を閉めるということに直結はしないかと思います。台風であればその状況を見ながら（決めていく）ということにもなるかと思います。今では風水害が増えてきておりますので、大雨警報で職員が待機態勢に入らなければならないというところで、人員が不足してしまうということになります。

委員：災害が起きても続けるのか、例えば信楽などは特に近くの投票所であれば行けたが、見直されたところまでは道が通れなくなるなど投票所まで行く手立てがなくなった時どうするのか。選挙にしろ、災害にしろ、職員は動く必要があると思うが、どう考えているのか。

副会長：災害というのは地元で起こった甲賀市の災害もありますが、今の石川の災害のように職員が交代で派遣されることもあるかと思いますが、そういったことへの対応もできなくなるということも含んでいるかと思います。

事務局：もし道路が通行止め等になり、どうしてもそこを通らなければならないような状態であれば、投票所を閉鎖することもあるかと思います。タイミングもありますし、H29年の台風が来たときは台風が来ることが分かっていたので「できるだけ早めに投票に行ってください」と呼びかけをさせていただきました。そのため多くの方が期日前投票で、土曜日までに投票されたという状況でした。もし本当に危険な土砂災害があるような場合でしたら、その投票所については閉鎖させていただくということになるかと思います。

委員：大きな災害については分かった。信楽などは川が狭くて、浸水が起きやすい。そうするとその人たちは来られなくなる。学区の中でも小学校まで行けないということも発生する。事前に分かっているなら従来の投票所があればそちらを開くなど、遠くまで行かなくてもいいような対応ができればと思う。

委員：甲賀市選挙事務危機管理マニュアルを見ていると、基本的に災害時は

代替施設を使う、事前にわかっていたら違う施設を案内するという形になっている。これまでは一般的なルールの中で対応されているはずで、急に発生した問題ではない。今までのそれでやってきているのならそれで対応していけばいいと思う。保育士であろうが一般の職員であろうが、(選挙事務は)公務の一つとしてやるものだと考える。軽減の意味が分からない。住民側から見たらメリットを見いだせていないが行政側ではメリットがある。そうすると公務の負担軽減でしかないと思うがどうなのか。

事務局：「公務」という名で対応はさせていただきますが、職員の健康管理という部分と市民への十分な対応のどちらもカバーしていくべきところだと思いますので、そういう体制を引くためには(削減に)努めていくべきかと思います。

委員：現状では職員に健康被害が出るということか。

事務局：今までにそういう状態になったことはありませんが、もし災害が長引いた場合、健康被害も危惧されるというところです。

委員：危機管理マニュアルには従来投票所は避難所になりやすい場所であると書かれている。避難所を投票所として使う前提があるとすると、災害対応が長引いた場合、新しく設置しようとしている投票所が避難所として使われるということで、難しいのではないか。投票所と避難所を兼ねているから問題だという話もあったと思う。分散して投票所の場所だけ空けておくことにはならない。投開票がなくなることがほとんど。そういう点において投票所を減らそうということにはならないのか。コスト削減以外の理由で、投票所の運営ができないのであればその理由は聞かなければならない。投票所を体育館に集約するようになったときにそこが避難所として使われるのではないか。地域市民センターよりは体育館などの自主避難所に逃げまじょうと案内されることが多い。選挙と避難所の同時並行のためには避難所を各施設に散らしていくべきだが、それはナンセンスな話ではある。実際災害が起きた時に体育館に行って投票するというのが無理ではないのか。

事務局：今投票所としている体育館については、240人体制の早期避難所対応をする各地域市民センターとは別扱いになります。災害がひどくなれば投票所と避難所が重なることは考えられますが、そこまでの状態になったときに投票ができるかということが問われてくるかと思います。

委員：すでに地域のほうでも自主避難場所・避難場所を開設していて、体育館でも開設していて、災害がひどくなればさらに避難所が開設されるといううえで、災害時になると職員の数が足りなくなるので無理ですという話は、そもそも無理がある。そもそもその時点で選挙をしようというのが無理だから、人数を理由に減らすというのは無理。理由が別にないと納得できなくて、そもそも災害になると人が足りないという話になるとその前に投票ができるかどうかという話になるならば判断つかないのではないか。論理的におかしい。前提が全然合っていない。災害時になるとその場所は使えない。そこに避難してくる可能性があるから。避難所が開設されると職員が出てきて交代で運営する。その状況で投票するかといわれるとしないというかできないのではないか。災害時の職員数の話と投票所を減らす話は別なのではないか。

副会長：委員がおっしゃっていることは災害時のことも考えなければならないが、あくまで仮定であって災害が起こらなければ、これを審議の中に入れる必要はないということだと思います。投票所を減らす根本的な根拠を挙げてほしいということをおっしゃっているのだと思います。

委員：もう少し具体的に言うとメリット・デメリットの中の減らすメリットの中で、選挙時（災害時）の職員が確保できると書かれているが、災害時選挙しないので確保されているはず。災害の程度にはよるが、こういう時は最大数でみておいたほうがいいと思うので、災害がひどい場合選挙はしない。危機管理マニュアルにもそういう場合は選挙を延期するもしくは開票を延期すると書かれており、もしくは違うところで統合して開票するというように書かれている。災害時選挙しないということになれば職員の確保がという話にはならないと思う。メリットの4番は消えるのではないか。

事務局：災害のレベルがいろいろあるので、能登半島地震のような大きな災害になれば選挙はできないと考えられますが、集中豪雨とかにより避難指示などが想定されるかと思います。その中で職員が避難所開設に行く、その人数が今あげている240人というものになるがそれが意外と頻繁にあるので、そういった場合を考えると投票所を開けたまま、避難指示が出る可能性が高いと思います。

委員：台風とかの場合は天気予報などで事前に分かっているわけで、予測に基づいて動くことになるので、急に人が足りなくなることはないはず。危機管理マニュアルには変更できるという旨も書かれているので対応はできると思うが、それでは難しいのか。急に地震が来たとなると、

240 人全員出ることになってそうなるともそもそもできないのではないか。台風災害の点だけで考えたとしてもメリットでもデメリットでもなくて、そもそも議論に挙げる話ではないのではないか。

副 会 長：災害が起きて避難指示が出ると、選挙をするのは無理だと思います。今の市の職員の体制を見ていると、台風発生時の暴風警報が出る前から管理者の方々は待機してそれに備えるということをされていると思いますので、そこを想定されているのでしょうか。

事 務 局：実際に警報が出てからの待機の人員（確保）ということになります。職階に関係なく、待機しておく職員を決めます。選挙ができないような大規模災害についてはメリット・デメリットでなく消えるという話をされていると思います。台風だと前々日くらいから予測はできるかと思いますが、それでも選挙を行う確率は高い中で、災害の対応もしながら選挙事務を行うという想定で書いておりますので、こういう資料になるということをご理解いただければと思います。

副 会 長：今日皆様からいただいた意見をもとに今後の流れとしましては答申案を事務局のほうで作成していただきますので、その中でメリット・デメリットであるとか文言をどのように変更していただくかというところになります。

委 員：大雨警報で自宅近くの公民館に避難したことがある。その時に保健師なども見に来てくれるが、この保健師も職員なわけで、選挙動員に全員入っているのか。高齢の方も多いので、薬を忘れてたり、薬が飲めなかったりする。今は地震ではなく、台風とかだと私は思っているが、それでもその方たちにとっては大変なことなので、選挙ができない方向で考えていかなければどちらも回っていかないのではないかと考える。

副 会 長：ご意見として頂戴したいと思います。委員のご意見について事務局いかがでしょうか。

委 員：簡単に言えば災害があろうがなかろうが今の人員では選挙が大変だということを言いたいのではないのか。

事 務 局： それはその通りです。

委 員： その通りというのであれば災害時の説明を何回されても納得できない。それだったら現状平時の時点でできないと言わなければならない。



長浜市の資料にもそんな文言はなかった。そしてそれを示す資料がなければ無理である。

副会長：まとめると、メリット・デメリットの災害時の文言については削除していただくということです。「災害時」という文言が入っていることによって想定外のことが起きるため、まず投票ができないであろうということになると思います。

委員：市の現状としては、台風などの接近がなくても、地震とか何らかの災害が起こる可能性があるので、一定数確保の災害対応職員は選挙に割り当てていないという現状がある。避難所が投票所として出ているということで、実際災害で投票ができないというご意見があるが、国政選挙だと小規模災害だと続けなければならないし、避難所は早期避難所で投票所に使っていないところだけ早期避難所として開設するほか、土砂災害危険地域のパトロールなどに建設部署の職員が割り当てられ、台風接近の中でも選挙をしていた事例はあり、災害対応は命にかかわる部分なので、災害が起きていないときでも災害対応職員は選挙に割り当てずに確保しているという現状がある。

委員：対応する要因が増えたわけではないのか、今まで通りの職員数で、急に職員数に変わりがあったのか。選挙事務にかかる人数が増えることがあったか。職員数は減っている。そのうえで選挙事務にかかる人数が大きく増えたことはあったか。

事務局：大きく増えたというのは。

委員：以前は待機がなかった。

副会長：待機している職員が選挙の投票所にいたということか。待機というのは常に待機されているのか、災害時の待機なのか。選挙事務に関しての仕事が増えたというのはあるのでしょうか。

事務局：各投票所では投票箱の数によって1名程度の増減はありますが、災害については、災害用の待機職員を置くことになりましたので、その分は災害がなくても確保しておかなければならないため、災害がなければフリーになってしまいますが、そういった職員を空けておかなければならないため、総合的な人員は（以前より）多く必要になっています。

委員：選挙にかかわる人数と待機の人数を考えると足りないということか。

事務局：足りない現状を補うために投票所事務を行ってから開票事務に向かうというような現状があります。

委員：もう一つ聞くが、選挙の甲賀市モデルというのが一時期提唱されていたが、そのモデルを作る際に人数が増えたということはないのか。

事務局：開票事務従事者は少し増えているかもしれません。

副会長：ほかにご意見ありますでしょうか。

委員：原点回帰ではあるが、今年度から区長会長職として審議に参加しているが、審議会に答申を依頼した経緯として投票所の数を減らさなければならぬとあるが、そもそも審議会を開いて投票所を減らそうという話になった発端はどこにあるのか。なんのためにこの審議会が開かれたのかお伺いしたい。

事務局：不適切処理の部分については投票の合理化と投票環境の整備といった話が挙げられています。投票所における事務従事者の確保の部分と新型コロナウイルス感染症の蔓延等があったために投票環境の向上としてより広い投票所や全面バリアフリーができていない施設を選ばなければならないなどそういう点で挙げさせていただいております。

委員：そのいくつかの理由の中の一つに災害時の職員の数と場所の整合性が取れないという話が出ているが、これは甲賀市だけではなく全国的に共通する話だと思う。都市特有の事情で体育館が避難所に使われるから投票所にできないという話ではなく、どこでもあり得る話で、それを乗り越えて実施している。ではほかの市町村はどういう形でやっているのかということだが、それはここでは議論する余裕がないが、どう乗り越えていくかという話だと思う。

事務局：今おっしゃっていただいたように災害時の対応とかその場所が使えなくなるのではないかという問題は甲賀市だけの問題ではないと思います。台風だとその地域、広い地域で、隣接するところでも起こりうる問題ですし、諮問理由は先ほど述べさせていただいた通りですので、総合的にいろいろと難しい区域の見直しを進めるべきではないかということ、理由一つひとつということではないと考えています。

委員：全体的に見て考えていくことだと理解した。

副会長：委員いかがでしょうか。

委員：私たちが委員になる前の話で、その話の中で示された案件が、あまりにも少なすぎるという話が多く挙がっていることが疑問である。資料の中で、3キロ以内という条件で、水口は1か所くらいしかないが、ほかの地域については数か所ある。3,000人というところで見ると水口がオーバーしていて後のところはクリアしている。ただ水口を除いたほかの地域については3キロを超えているところがある。そういったところをきちんとケアできるなら大きな問題ではないと思う。この3キロというのが住居から3キロというところがあるが、投票所から投票所までが3キロと認識しているが、それでよいか。例えば大きな自治体だと端から端まで見ると3キロを超えているところはあると思う。住居から住居までとなると超えているところをもっと出てくると思う。ただこれがどの程度での3キロなのかというところを後日でもいいから教えていただきたい。投票所から投票所までが3キロ以内であるならば、この辺の話が少し変わってくると思うが、ケアがきちんとできてればここは3キロ以内ですと、自分も理解できるし、住民も理解してくれると思う。これを自治体単位で区切ってしまうと信楽が見捨てられたという意見が出てきて当然なのかなと思う。

副会長：事務局、3キロの定義についてと3,000人を超えているということの定義について説明をお願いします。

事務局：3キロ3,000人の定義についてですが、昭和44年に国から「投票所の増設について」という通知があり、投票所から選挙人の自宅までの同径が3キロ、おおむね3,000人を目標として分割を検討するとされています。分割のほうの話ではありますが、これを逆説的にとらえると3キロ3,000人までは1投票所とすることが妥当と考え、3キロ3,000人という根拠を出しております。3キロにつきましては投票所から投票所とおっしゃっていただいていたのですが、投票所からご自宅までということ想定しています。

委員：自宅から投票所まで3キロというのは従来の投票所だと思うが、今見直しをかけたときに3キロという幅が広がってくる。旧投票所から新投票所までが3キロと考えるともっと範囲が狭まってくる。そのほうが理解しやすい。投票所から自宅までという大きな面積を持つ自治体だと3キロ以上離れてしまうところも出てくると思う。3キロ以上離れてしまったという文句を言う人も出てくると思う。それぞれの個々人の捉え方にもよる。

副会長：見直しをして3キロ以内のところに×がついているところは投票所が変わることによって今の投票所から3キロ超えてしまうということですね。

委員：自宅から（投票所まで）3キロ超える家が出てくるという意味の×ではないのか。

事務局：はい。

副会長：今は3キロ以内で自宅から投票所に向かうことができますが、投票所の数が少なくなって統合された場合、自宅から新しい投票所に行かれた場合、3キロを超えてしまう場所に×印がついているということではよろしいですか。

事務局：はい。

副会長：3,000人超というのは調査で見込んでおられるということですね。

事務局：有権者数から計算しております。

委員：×の対応については、移動投票所とかタクシーとかを考えているということか。

事務局：はい。そうです。

副会長：逆に今の投票所は区割り自治会単位での投票所になっているわけですが、甲南地域を見てみますと、ひょっとしたら隣の字の投票所に行ったほうが3キロを超えずに済むところもあるのではないかなと思います。

事務局：それはその通りです。

副会長：現状を見ると投票所が少なくなることによって今まで楽に行けていたが（行けなくなるなど）住民目線でデメリットが増えるのではないかと思います。10年20年後に投票の在り方というのが変わってくると、今のこの判断が自由になったという風に考えられるのではないかと思います。ほかにご意見ありますでしょうか。

委員：先に投票所を減らしている長浜市とか東近江市で減らした後、大きな問題があったとかそういったことはないのか。当然僻地の方もいると

思う。どうしようもないことが起きていないか教えてほしい。

事務局：長浜は以前資料をお示しさせていただいたこともあったかと思いますが、大きな削減をされました。パブリックコメントということで市民にお示しして意見を募ることをされています。見直し後にアンケートをされたのですが、その中で一番多かったのが、「投票所の場所が分からない」という意見で、「遠くなったから行かなかった」という意見は少なかったと聞いております。最も多かった理由としては投票所が変わったことで、分からなくなったというようなご意見が一番だったということです。

委員：投票率が書いてある投票環境についての資料で、高齢化率の高い地域で投票率が高くなっているのかなと思った。今の説明の中で投票所が遠くなったから行かなかったという意見は少なかったということだが、ある一定の高齢者の方は投票所が遠くなることで、投票に行きにくくなることは想定される。いろんな対策をとって投票所まで赴けるようにと、今考えてもらっているが、独居の方や家族の手が借りられない方などは大勢出てこられることを考えると、より一層支援に関しては大事になってくる。よろしくお願ひしたいと思う。

委員：再編後の投票所は中学校が書かれてないが、何か理由があるのか。投票所が小学校ばかりなのはなぜか。

事務局：自治振興会の単位が小学校単位ということもありますし、中学校はクラブ活動などで使用頻度が高いことから外しています。

委員：中学校を開けることでだいぶ変わってくるのではないか。中学校のほうが近い地域もある。水口の例を挙げると、わざわざ市役所の別館までいかななくても水口中学校の体育館は地域に囲まれているところがあり、そのほうが近い地域がある。市役所別館までとなると3キロ超えているところが多く出てくるが、水口中学校のほうが近い地域が多くある。水口だけでも3キロ超える地域が出てきているので、相当考えてもらわないといけない。

委員：諮問の仕方がどうします、とは書いていない。減らしますとも言えないわけで、バリアフリーの対応が不十分です、「新たな投票区の編成について」の話をしてくださいとは言われているが、減らそうとか増やそうとか言うことは書かれていなくて、委ねられているわけだが、「減らします、いいですか」なら答えやすいが、「こういう問題があります、どうしますか」と聞かれているため、意見が全然まとまらない

い。諮問の仕方を変えてもらったほうが、早くまとまる。事務局が案として出しているものはしっかり練ってもらっていると思う。ただ「この案どうですか」と聞いているわけではなく、(諮問の)文章だけを見てまとめるのは難しい。期日前に関して、私は期日前を推奨していくのはおかしいと思っている。選挙公報も見られない、選挙活動されている人の意見も聞けない状態で、いきなり「タクシーやバスで期日前できますよ」とするのは選挙活動する人に失礼である。最後まで意見を聞いて、どうしても当日投票できない人のみ期日前が認められていて、それが、市民が市民たるべき務めだと思う。距離が遠くなるというデメリットは当たり前で誰もがそう思うこと。災害時の人数については、災害時ではなくてもできないということであればまた別の話だと思う。

委員：今の委員の意見に関連して「諮問の仕方が悪かったので、答申はまとまらなかった」ということでいいのではないか。この審議会で答申を決めないと何もできないというわけではない。選挙管理委員会がまたこれから新たなやり方で、減らすなり増やすなり現状維持なりできるはず。ここであと何回審議会しようが意味がないのではないか。答申を出すことになぜそこまでこだわるのか。長浜は審議会していない。だから後でアンケートを取ったのだと思う。

副会長：事務局、何か回答はありますでしょうか。なければ意見としていただいております。今後の審議会の流れとして今日いただいた意見をもとに答申案を事務局で作成していただき、それを皆さんに目を通していただいて、2月に仕上げ、3月に作成完了という流れで行きたいと思っていたのですが、今日の皆さんのご意見をいただいているうち、全体の話について今後どのように答申を出すのかご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員：2020年10月13日の諮問の文章について、諮問理由等全部挙げて「投票区の編成について貴審議会に諮問いたします」と書かれている。投票所の増減については明確に書いていないが、これだけの理由が列挙されているので、「減らしてください」と読み取れる。我々審議会の委員の使命としては、減らすのが適切なのか、現状維持がいいのか、それを審議してくださいという意味で開かれていると考えている。そのため当初事務局から見直し案ということで、この数字を出していただいていると思う。案として出しているわけではなく、資料として出している、と前回の話にあったと思う。

投票所の数が95か所から37か所になっているものが見直し案として出ていることから「資料としてではなく一つの方策としてこういう

ものがありますが、皆さんいかがですか」という聞き方をされていると私は捉えている。数字を根拠にせず、各々の思いを話しているだけではまとまるものもまとまらないと思う。ある数字を根拠にして、それに対して適正かどうかを審議するのが、一番民主的でまとまる。今回であれば、投票所の数を95か所から37か所にするのが適正かどうか、現状が適正かどうかを議論すればもっとスムーズに諮れると思う。市役所の皆さんには恐縮だが、市民の役に立つ考えをしているところだと考えているため、それが今回の資料にあればみんな困らないと思う。今回のものが案として決まった時にどういう風にしてこうなったのか誰でも聞いてくると思う。(根拠の数字がなければ)理由を言えないような状態で審議会をやっていたということになる。誰でもちゃんと理由が言えるだけの根拠が定まらなければ、それは適正ではないという話になってくる。

95か所から37か所にするというところで、土山町を代表して出席しているが、高齢化率が50パーセントを超える可能性があり、地域を保つことができないう限界集落となる中で、核家族化が進み、おじいちゃんおばあちゃんだけで娘息子夫婦に助けられて投票所に行くことができないという状況の中で、タクシーや共通投票所の対応ができるのかどうか。一人二人ならできるかもしれない。高齢化・核家族化が進んでいく中で実現できることなのか、10年間かけて見ていかなければならないという話をしたと思う。

激変緩和措置で、3キロなど住民の皆さんに説明がつく方法で投票所の見直しをする。それを10年後の見通しは、少子高齢化の進み具合など、現時点では分からないこともあるので、例えば10年後に(見直しを)するという前提で、社会と時代が変化している、家族構成も変わっていることを踏まえううえで投票所数を考えなければならないと思う。

事務局:今いただいたご意見についてですが、諮問の内容には投票所の数は書かれていません。一昨年の当初の見直し案として、何もない中で審議いただくのは(難しいだろう)ということで、事務局案として、37か所と資料で示しました。事務局が示した案に対してご意見をいただきたいと思っています。投票環境の資料に戻ります。投票所環境を整えながら、と考えていますが、国の示す基準によると、その37か所のうち、3キロを超えている投票所の候補が19か所あります。そのような地区については特に検討をしていただくことが大切だと思います。

方向性を決めていただきたい、ということは従前からお願いをしている通りです。「諮問に対して答申がまとまらなかった」という結果でもいいのではないかという意見もありますが、事務局としてはこうし

た資料を出したうえで審議をお願いしていますので、最後には方向性をまとめていただきたいと考えています。

委員：まさに答えが欲しいから諮問されていると思うので、我々も諮問されている以上は答えを出さなければいけないという思いはある。ただ、そのためには住民の皆様きちんと説明できる内容で、審議を進め、答えを出すことが大切。最初の見直し案を一つのたたき台として、審議の委員の皆さんにも意見を持ってもらう。ただ自分が見ている限り（今の雰囲気として）いきなりこの数字にするというのは相当な勇気と理由が必要である。それがこの場の勇気の流れだと感じている。

だからこそその激変緩和措置で、最低限、住民の皆様説明のつく範囲で3キロといわれている国の基準を甲賀市の現状に合った激変緩和（に落とし込み）、地域事情に合った中での編成であれば地域の皆さんも「そういう基準があったのか」と（納得される）。甲賀市の事情も加味しながらやっていくしかない。そういう方策で進めたらどうかと思う。

委員：確認です。甲賀市選挙事務不適正処理再発防止委員会の答申の中に「選挙事務の効率化・合理化と有権者の投票環境の向上を念頭に、投票区の編成も検討課題の一つである」という文言が書かれているということでしょうか。

事務局：はい、書かれております。

委員：この委員会の答申は誰に対して行われたものか。

事務局：選挙管理委員会に対しての答申になります。

委員：再発防止委員会が答申を書いて選挙管理委員会に提示している。委員会から選挙管理委員会に答申がでていた内容を、新たにもう一度我々のほうに委員長が諮問していることになる。選挙管理委員会はこのことについてどう思っているのか。諮問を受けているのは選挙管理委員会である。「課題が残っています」と書いてあるが、課題が残っているのは事務局側の話である。それが今までの資料になっている。一度、再発防止委員会から答申が出ているわけだから、それを変える権限は有しているのか。委員会から「しろ」と言われたからするのはいいと思うが、そのままこっちに投げられているわけである。事務局の意見はないのか。答申を受けたから委員会を設置して諮問をしようとしていると捉えてしまう。事務局の意見はどうなのか。



副会長：委員の意見について事務局から回答をお願いしたいのですが、その前に10分間の休憩を取ります。事務局は10分間の間にまとめていたきたいと思います。2時55分になったら再開します。

-----10分間休憩-----

副会長：それでは審議を再開します。事務局から回答をお願いします。

事務局：先ほどいただいた質問についての回答ですが、選挙管理委員会としてもこの部分を考えて投票区の再編をしていかないといけない思いがあります。選挙管理委員会としては95か所の投票所は多いという考えをもっています。

委員：減らしてほしいということですね。選挙管理委員会として、もしくは市としての考えですか。

事務局：選挙管理委員会はそう考えています。

委員：減らして欲しいという考えだと認識した。この後、答申をまとめていく話になると思うが、切り離されたと感じるのが嫌だというのがあると思うし、私も区長のため、他の区の意見を聞くわけではないが差はできてくる。福祉についてもバリアフリー化できていない場所があるが、やはりバリアフリー化はしていかないといけない。バリアフリーをしていないことを理由に投票所から外すのはよくない。

環境の改善をしていこうとしている。小学校に置き換えたときの環境だが、朝から投票所に行くと体を壊すぐらい寒い。防災会議の中でもよく「小学校の体育館にエアコンを設置してほしい」という意見がでている。環境を整える観点からいうと体育館は体に悪い。同時進行で動かすなら体育館の改修とバリアフリー改修まで考えて答申内容を考えていくべき。

委員：見直し案で37か所とあるが、その数字をみる限り甲賀町は投票所が75%も削減される。信楽も69%も削減される。こんなに一気に減らしてもいいのか。投票の機会均等からあまりにもかけ離れている。原理原則論に本当にあるのか。おかしいと思う。地域の事情とか、高齢化が進み、投票所に行きにくい方が増える中で、かけ離れたことをやってもいいのか。どうしても数字をだしたほうがいなら、激変緩和措置をとるべき。住民からなぜこの数字になったのかと聞かれると思うので地域事情を加味して答申を書くべき。

委員：委員の意見に関連するが、投票所を何か所減らすという意見が出ていない中で、市には甲賀市総合計画審議会という全体を見直す会がある。私も委員の一人である。ここでは全体を見直す会議で選挙もすごく大事な課題。そのため、毎回話し合ってもいいと思う。過疎化地域や高齢者地域などの（テーマとして）総合計画審議会の中で重要な話題として進めてもらえたら住民の皆さんの現状にそっていいのではないかな。

副会長：他に意見がある方はいるでしょうか。ご意見がなければ、今後答申案の作成を進めていくこととなります。それについて一旦事務局と調整し、これまでの意見を踏まえた内容とし皆さんにお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：事務局にどの程度作成していただくのか。そもそも答申はここで作らないといけないと思うが、もう少しまとめて作らないといけない。現状のまま書くと「激変緩和措置も検討しつつ、削減も検討しつつ、その後の維持も検討してください」となってしまう。最終話ができないので、そこを事務局に任せる気はない。

副会長：事務局に任せるのではなく、今日いただいた意見を元に一旦作成し、その内容について作成次第皆さんに郵送でお届けしようと思います。一旦委員の皆さんに見ていただき、それを元に訂正していくという形で第7回を開催するという事です。

委員：そうではなく、みなさんどう捉えているかが定まっていけないのでは。

副会長：現状完全に減らしてしまうのか、まだ激変緩和措置をどのような形で行うのかを今日の段階で、みなさんでまとめておくということですね。

委員：そうでないと、答申は書けないということか。

副会長：今の段階で答申を書くのであれば、皆さんからいただいた意見を箇条書きなど文書にし、省く箇所など今日一段階進めますということ。今日皆さんにいただいたご意見で答申をつくるのなら投票数をいくつに減らし、3キロを超える地域について緩和措置はしない、もしくは緩和措置を取るという2本だてになると思います。それで皆さんにお伺いを立て、できあがったものを審議することになります。

委員：たとえばこの状態で95か所から37か所へ減らしたいという方がど

れだけいるか、ということ。

委員：審議をされていて一人ひとり意見が違ふ。まとめるのは至難の業。みんなが（歩み）寄っていかないといけない。どこで折り合いをつけるのかを議論していきたい。95か所から37か所に減らすのはなかなかまとまらないので難しい。

副会長：前回の審議会のときにも、これは採決をとるものではないと意見をいただいておりますので、数字だけでどちらにしましょうという問題ではないかと思ひます。しかし方向性は決めないといけません。

委員：今後も減らすかどうかは別にして、（方向性は示す必要があるのか。）減らすことに対しては「いいよ」とまとめるが、例えば、自治振興会単位ではその減らし方でいいのか（詳しく審議していく）と。まずは「最低限ここまで減らす方向にしましょう」という（目安）がなかったらいけないのでは。減らし方についてはいろいろな考へがあると思ひますが、まずはその確認だけしたい。

副会長：今日の審議に出ていました、最初の1ページにある投票所とメリット・デメリットというところで、減らす、増やす、現状維持という形で書いてありますが、一人ひとりの意見を聞きたいと思ひますので意見をお願いします。

委員：少子高齢化もあるが、やはり減らすことは考へないといけません。あまりにも減らしすぎると、困る地域もでてくる。極端に減らす方向ではなく考へなければならぬ。

委員：私の住んでいる地域では増やしてほしいという意見もある。ただ、審議会の現状では、選挙管理委員会が提案する小学校を使う案については、容認できない。エアコン設置など環境がよくなるとは思へない。立会人など、そこで働く職員の健康の面からみてもこの案が正しいとは思へない。そのため現状維持。それ以外のコスト削減等、選挙管理委員会が提案する内容には理解できない部分が多い。バリアフリー化は対応していかないといけないし、体育館にエアコンもつけないといけません。

現状維持からスタートして、減らす場合は、激変緩和措置をとってきちんと整備ができたところから、徐々に移行に促していくのは1つの方法なのかもしれない。

とはいえ投票率の向上と若年層の投票率の低下、向上の部分においてタクシーをつかって選挙広報が行われる前に投票活動を促す行為と

いうのは間違っていると思う。全部が全部だめでは無く、部分的に意見としてだめなものはだめだ。あと答申に書いていただくのであれば、諮問するのであればもう少し具体的に選挙管理委員会の意見も含めたうえで、諮問をしていただきたい。

委員：休ませていただいたところもあるので、全部把握しているわけではないが、ある程度理解できる。増やすのは違うと思う。部分的に賛否がある、このままの状態を維持していくのは難しいと思う。

委員：減らすのは仕方がないと個人的に思っている。人口の少ないところに住んでいる人の生活の実態が自分自身見えていない。本当にどんなことを困っておられるのかなとはっきり分からないことが多い。答申は総合計画審議会を上手につかひながら、審議会に大きなウエイトを持ってもらって進めていくしかないのかなと考える。

委員：住民サイドに立った場合は現状維持の意見になるが、場所とか人とかを考えた場合は合理化も必要になってくる。この相反するものをどうしたらいいのか。減らしたほうがいいとは言わない。ただ減らすのはやむを得ないという感情的な意見になる。この減らす部分があまりにも大きすぎると住民感情と市政の間に乖離ができてしまう。住民の皆さんが市に対する不信を持つことになってしまっはいけない。理由のつく数での激変緩和措置（が私の意見である）。階段は一気に何段も上がれない。急に 95 か所から 37 か所に激減させるのは無理がある。そのため、徐々に住民の人口動態も見ながら進めていく。激変緩和措置を施した上で減らすことはやむを得ないと考える。

委員：私も減らすこと自体にはある程度理解を示している。ただ、3キロ以内の基準を建前にした上で37か所に19か所を含めた56か所が妥当だと思う。バリアフリー等、私は甲賀町のことしか分からないので、小学校に限定するのではなく、他の市の施設も検討すべき。冷暖房を完備した比較的新しい設備もある。場所の変更についてもある程度、事務局側で調べることも可能なのかなと思う。あくまでも自治振興会単位での緩和策と、3キロ以内の基準と二本立てで考えていただけるとありがたい。

委員：減らすのもやむを得ないと思う。この自治振興会単位で変えていいのかという（躊躇）がある。たとえば「私の地区は捨てられた」と聞いて、私もそれに対して答えられなかった。実際にその地区は有権者が少ないところだが、その投票所がなくなると同じ自治振興会であっても距離が3キロどころではない地区。そういうところについては残し

ておくことが必要。減らすのは反対しないが、範囲を自治振興会単位にしているの、理解はしてもらえらると思ふ。

そして3キロの件だが、隣の投票所に行けば、3キロ以内というところがある。そのようなところは(臨機応変に)対応していつてもらいたい。

委員：事務局の素案並みに減らすべきと考へている。3キロ等の激変緩和措置は期日前の移動投票所等を利用すればいいと考へている。

委員：市役所の職員なので、投票事務や開票事務をしている中で今の投票所の数は多いなと考へている。つまり減らすことは賛成。ただ遠くの方もいらっしやるし、これで投票率が下がってはいけなないので、提案された共通投票所やタクシーを使った移動投票所の支援であるとか実施していただかないとはいけな。市民の方の意見が重要になってくるので、市民の方に「その理由であれば仕方がないな」と納得していただける、一定の理解をしていただけることが一番重要である。

委員：共通投票所の導入に大変魅力を感じている。今95か所すべての施設をバリアフリー化するのは財政的に厳しいところがある。今後デジタル化が進んでいく中で、市内の違う場所に住んでおられるご親族の方と一緒に投票が可能になるような共通投票所の設置に持つていける程度までの削減をしていければと思ふ。

また期日前の投票所の改善(案)も挙げてもらっている。小学校について、現在はエアコン等がないが、やはりこれからは避難所等の開設に活用してかなくといけななので、投票所とすることにし、バリアフリー化・エアコン設置を進める後押しをしながら積極的に体育館を活用し、徐々に投票所の数を減らしていく。ただ、皆さんのご意見も聞かせてもらいながら、急に変更は厳しいのかなと思ふ。共通投票所は導入できるくらいの範囲、(パソコンの)台数や経費もあるので考へた中で削減をしていければと思ふ。

副会長：ありがとうございます。皆様からいただいたご意見は全体的には減らす方向で答申案を出すこととなります。ただ、激変緩和措置などどのように踏まえるかということがあるので、文言等については事務局と相談の上、決めさせていただき、一度皆様に郵送で送りますので、目を通していただきます。次回の審議会では文言等追加修正箇所について再度確認をお願いすることでスケジュールを進めていきたいと思ふますがよろしいでしょうか。

一 同：異議なし

副会長：ありがとうございます。それでは答申案を作成次第、皆様に郵送します。加えて本日の審議会終了後でも結構ですのでお気づきの点がありましたら事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。

-----次回の日程調整-----

副会長：ご案内は改めていたします。それでは閉会させていただきます。本日も長時間にわたり慎重に審議いただき、ありがとうございました。皆さんそれぞれのお立場で来ていただいていますので、「減らす」ということはとても勇気のいることだと思います。区長の皆様は地域からいろいろとご意見いただく方々なので重要な立場で大変だったと思いますが、これからの甲賀市をどのように支えていくかという上で選挙は大変重要になるかと思います。しっかりとした答申案を選挙管理委員会へ提出できるように皆様のお力をいただいて頑張っていきたいと思います。長い間ありがとうございました。

15時40分 終了